

○セキュリティポリシー（基本方針）

（平成 13 年 3 月制定）

（平成 19 年 6 月 25 日改正）

1 目的

当組合は、組合員、利用者及び地域住民からの信頼を基礎として、事業を健全かつ安定的に実施し、地域農業の振興を図り、地域社会の発展に寄与することを旨として事業を行うという社会的な責任を有する。このため、組合が保有する人材や施設だけでなく、各種の情報資産をも有効活用し、円滑に業務を遂行する必要がある。

しかし、一方で、組織活動や事業を通じて多くの個人情報や業務情報を保有しており、また、これらを処理し管理する情報機器も多岐にわたっていることから、コンピュータウイルスやネットワークへの不正アクセスによる情報の改ざんや破壊、機密の漏洩などによる被害を防止し、情報資産の安全性を確保することは極めて重要な事項となっている。

こうしたことから、本セキュリティポリシー（基本方針）において、当組合の情報資産の安全対策に関する基本方針を定め、適切なセキュリティ対策を実施することとする。

2 管理対象

このセキュリティポリシーの対象となるのは、当組合で保有する情報と情報システム並びにこれを取り扱う全ての役員、職員、当組合への受入出向者及び派遣社員とする。

3 情報資産

(1) 情報資産とは

情報資産とは、情報と情報システム並びにそれらが正当に保護され使用され機能するために必要な要件の総称であり、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、各種データファイルだけでなく、システムの開発、運用のために必要な要員やドキュメント、各業務の業務処理に伴って蓄積した業務情報、経営機密情報及び職員が業務上知り得た組合員・利用者の個人情報等を含むものである。

(2) 情報資産の分類

情報資産は、その重要性に応じた管理を行わなければならない。

① 情報の重要性

情報の重要性は、機密性や使用目的により、次のように分類する。

最 重 要	組合員・利用者の資産情報、経営機密情報、暗証番号、パスワード
重 要	上記以外の組合員・利用者情報、組合内の人事情報
一 般	上記以外

② 情報システムの重要性

情報システムの重要性は、その取扱業務の重要性により、次のように分類する。

最 重 要	資金移動を伴うシステム、基幹業務系オンラインシステム
重 要	上記以外の組合員・利用者に関する業務を行うシステム、人事情報システム
一 般	上記以外

(3) 情報資産へのアクセス

当組合は、情報資産がその目的に沿って適切に使用されるよう、正当な必要性に基づくアクセスのみを許可する。組合はこのために必要な時間、資源を投入し、ハードウェア・ソフトウェア、ネットワーク、各種データ媒体等へのアクセスを管理・監視する。

(4) 経営者による確認

役員は、情報資産が適切に管理・保護されていることを確認する必要がある。このため組合は定期的にそれらの調査を行い、報告を求める。

(5) 組合の意思決定

当組合の意思決定は、情報資産の適切な利用と保護に背反するものであってはならない。

すべての管理者は、職員に対してセキュリティポリシーに違反する行為を命じてはならない。

4 情報システムの開発・運用

(1) 安全対策基準の策定

情報システムの開発においては、安全対策基準を遵守し作業しなければならない。

また、情報システムの運用時の安全対策は、計画→実施→評価の各段階において安全対策基準に準拠しなければならない。

(2) 外部委託

情報システムの開発・運要に係わる外部委託に関しては、必要なセキュリティ要件を考慮し契約を締結する。

5 セキュリティ管理体制

(1) セキュリティ管理

当組合は、セキュリティの維持管理を統括的に行うため、経営企画課を情報資産統括部署として位置付けし、理事長を統括責任者として、必要なセキュリティ管理体制を整備する。

(2) 部門セキュリティ管理

部門においては、部門ごとの情報資産管理者を設置する。情報資産管理者は、自部門における情報資産の使用と適切な管理について責任を負う。

各部門の情報資産管理者は、部門のセキュリティ担当者を任命する。セキュリティ担当者は、部門における安全対策の周知、維持・管理を実施し、それを有効に機能させる義務がある。

(3) 情報資産統括部署

① 情報資産統括部署である経営企画課は、セキュリティポリシーやセキュリティに関する各種の規程を確立し、有効に機能させる職務を負い、部門における情報資産管理を支援する。

② 経営企画課長は統括責任者である理事長のもと、上記業務を統括する。

(4) 監査体制

監査室は、各部門がセキュリティポリシー及びそれに基づいた取決めや手順を遵守していることを検証する職務を担う。

6 職員の参加と義務

(1) 職員の義務

安全対策の実施には、すべての職員（嘱託・パート、派遣職員、外部委託先の社員等を含む）が参加しなければならない。

すべての職員は、当セキュリティポリシーに準拠した手順を実施し、安全対策を有効に機能させる義務を負っている。

(2) 安全対策に対する違反の検地と制御

当組合は、安全対策に対する違反を検地し、これを制御するための体制を整備する。

違反を発見した際は、当事者個人のみならず該当の情報資産管理者（部門長等）も就業規程に基づいて罰則を課する事が出来る。

7 情報資産に関する法令の遵守

当組合及び職員は、職務の遂行において使用する情報資産に関連する法令を遵守し、これに従う。関連する法令の周知は各部門の情報資産管理者がその責任を負い、情報資産統括部署がこれを支援する。